

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

11

2026

TOPICS

P2 資産安心コラム

手遅れになる前に知る!
相続放棄の基本と親族への影響

P3 暮らしとお金の教養講座

家族に笑顔と安心を届ける!
エンディングノートの始め方

P4 相続・贈与の基礎知識

財産と借金、どちらが多い?
リスクを抑える「限定承認」

数字で見る相続

年々増加の相続放棄 最多の323,524件

最高裁判所事務総局の『令和7年司法統計年報 3家事編』によると、全国の家裁判所における相続放棄の申述受理件数は、2023年が282,785件、2024年が308,750件、2025年には史上最多の323,524件と右肩上がりに急増しています。年間死亡者数（被相続人）に対する1人当たりの受理件数に換算すると、2015年の0.15件から2025年は0.20件へと上昇し、相続の5件に1件の割合で相続放棄が選択される時代になったといえます。

背景には、負の遺産や管理不全に陥る不動産の承継を回避する実利的な選択があります。しかし、安易な相続放棄は、同順位のほかの相続人の負担や、次順位の親族への予期せぬ債務や管理責任の連鎖など法的波及効果を伴います。自身の意思決定が家族やほかの親族に及ぼす影響を見据え、事前に法的リスクを精査しておくことが不可欠です。

手遅れになる前に知る！ 相続放棄の基本と親族への影響

諸事情により相続人としての地位を承継しないことを希望する場合、法的な手段として『相続放棄』を選択できますが、この決断は、予期せず親族の人生を巻き込んでしまうリスクがあります。相続放棄の基本ルールや周囲へ与える影響、重要な注意点を説明します。

期限は「3カ月以内」！ 知っておきたい相続放棄の基本

相続が開始すると、被相続人の財産は法律に基づいて相続人に承継されます。しかし、相続財産には預貯金や不動産といったプラスの財産だけではなく、借金や保証債務などのマイナスの財産も含まれます。こうした負の遺産まで受け継ぎたくない場合に、相続人は「相続放棄」を選択することができます。

相続放棄とは、被相続人の権利と義務を一切受け継がないという法律制度です。家庭裁判所へ申述して受理されると「初めから相続人ではなかった」とみなされ、預貯金などのプラスの財産も、借金などのマイナスの財産も、一切引き継がなくなります。

ただし、原則として「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内（熟慮期間内）」に申述しなければなりません。この期間を過ぎると、すべての財産を無条件で受け継ぐ「単純承認」をしたとみなされるため、極めてスピード感のある判断が求められます。

一般的に相続放棄が検討される状況としては、次のようなケースがあげられます。

①被相続人の負債が資産を大幅に上回る場合

預貯金などの財産を処分しても借金などの債務を返済することができないため、相続人自身の財産を取り崩す致命的なリスクが生じます。

②適切な管理や維持が極めて困難な不動産がある場合

負債資産とも呼ばれる不良資産を抱えると、維持管理に手間や費用が重くのしかかり、管理不全の不動産の放置は地域社会への悪影響や、思わぬ法的トラブルを招きます。

知らないうちに権利が移動！ 次順位の親族への影響とマナー

自分が相続放棄をすると、同順位の相続人がいる場合は、その人の相続割合が増え、同順位の相続人が全員相続放棄をした場合は、次順位の親族へ法律上の相続権が移転します。具体的には、第1順位の相続人（子ども）全員が放棄すると、第2順位（直系尊属）へ、さらに第2順位の相続人が全員放棄すると第3順位（兄弟姉妹）へと移転していきます。

ここで重大な問題となるのは、家庭裁判所から次順位の相続人へ「あなたが相続人になりました」という通知は一切なされない点です。相続放棄の事実を知らないまま放置された疎遠な親族が、ある日突然、被相続人の債権者から巨額の返済請求を受けて法的・金銭的トラブルに巻き込まれるというケースが後を絶ちません。

こうした波紋を防ぐためにも、相続放棄をする際には、事前に、あるいは速やかに次順位の親族へ連絡し「相続放棄をした事実」と「その事情」を共有するのが不可欠な道義的責任となります。

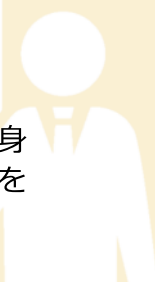
また、相続放棄は、法律上は各自が単独で行える手続きですが、相続放棄の理由が借金などの場合には、親族同士で連携し、全員が相続を放棄することで、必要な書類を共有でき、戸籍謄本などの書類収集の手間や費用を大幅に削減できるという実務上のメリットも生まれます。

相続放棄は個人の自由な法的権利ですが、厳格なタイムリミットと親族への影響を見据えた配慮が欠かせません。

手続きを進める際は、相続放棄により親族にどういった影響があるのかを考慮し、早めに専門家へ相談することをおすすめします。

家族に笑顔と安心を届ける！ エンディングノートの始め方

『エンディングノート』は、法的効力を持つ「遺言書」とは異なり、家族への感謝や自身の希望を自由に書き残せるツールです。銀行口座など「身の回りのお金」に関する情報を整理して家族に託すこともできます。今回は、その特徴や書き方のコツを紹介します。



ルールも格式も一切なし！ エンディングノートの魅力と役割

『エンディングノート』は、もしものときに備えて、家族や大切な人に伝えたい情報や想いを書き留めておくノートです。自分の意思や希望、大事な情報を整理することは、本人と家族双方にとって、大きな安心材料になります。

財産の分割などについて法的効力を持つ遺言書には厳格なルールが定められていますが、エンディングノートには形式や内容に制限が一切なく、死後のことだけでなく生前の希望についても自由に記載することができます。

エンディングノートには、「趣味や思い出」「医療・介護の希望」「親しい人への感謝の言葉」といった心の記録から、「銀行口座」「加入している保険」「定期的な引き落とし」などの日常のお金に関する情報まで、項目を自由に選んで書き残すことができます。

また、遺言書のように決められた形式がないため、自分の気持ちや状況の変化に合わせて、いつでも書き直したり付け足したりできる柔軟性も大きな魅力です。

エンディングノートを作成しておく、意思疎通が困難となった際や、亡くなった後に、家族は「どこに何があるか」をすぐに把握することができます。

特に銀行口座やカード類などの手がかりが整っていると、手続きの負担を大幅に軽減でき、医療・介護の希望が明確であれば、生死に関わる重大な選択で家族が迷わずに済み、本人の尊厳を守ることができます。

まずは1行からでOK！ 前向きに取り組む書き方のコツ

エンディングノートは、誰でも気軽に書き始められるため、自分のペースで進めていくことができます。

最初から完璧を目指さず、「普段使っている銀行」や「交友関係」「思い出の場所」などの書きやすい項目から少しずつペンを走らせ、気軽な気持ちで取り組むことがエンディングノートを仕上げるためのコツです。

エンディングノートを書き終えたら、その存在や保管場所を家族に伝ええておきましょう。また、毎年の誕生日や年末など、定期的な更新日を設けて、内容をブラッシュアップしていくようにしましょう。

一人で抱え込まず、家族と一緒にページをめくってみたりすることもおすすめです。会話のきっかけが生まれることで、日頃は話すことができなかった将来の暮らしやお金の話題についても、自然に共有できるようになります。

ただし、エンディングノート自体には法的な強制力はないため、書いた内容が確実に実現されるとは限らない点に注意が必要です。財産の分割方法など相続についての意思表示を行うのであれば、民法に則った遺言書を作成し、その補助としてエンディングノートを活用すると、確実性が高まります。

エンディングノートづくりは、自分の人生を振り返り、家族へ「ありがとう」と安心を伝える尊いプロセスです。お気に入りの一冊を用意して、今日から楽しく「想いとお金の整理」をスタートしてみませんか。

財産と借金、どちらが多い？ リスクを抑える「限定承認」

被相続人の財産を相続する際、「プラスの財産」の価額を限度として「マイナスの財産（借金）」を弁済する「限定承認」という選択肢があります。今回は、限定承認のメリットや、活用場面、手続きの厳格なルールなどについて説明します。

プラスの範囲で借金を弁済 限定承認の仕組みとメリット

限定承認とは、相続で取得した積極財産（預貯金や不動産などプラスの財産）の限度のみ、消極財産（借金などマイナスの財産）の弁済を要する条件付きの相続方法です。これが認められると相続人が背負う責任の範囲が相続財産の価額に限定され、超過分の債務を弁済する義務を免れるため、予期せぬ多額の負債から自身の資産を守れます。

そのため、限定承認は、次のような場面で極めて有効な選択肢となります。

①被相続人の債務状況が不明で調査が大変な場合

限定承認後に、想定外の巨額債務が発覚しても、相続したプラスの財産の範囲を超えて、自己の財産を持ち出すリスクを完全に遮断できます。

②債務があっても相続したい特定の財産がある

相続放棄ではすべての財産を承継できませんが、限定承認では所定の手続きを経ることで、先祖代々の土地や実家など、手放したくない資産を手元に残す道が残されます。

利用のための2つの重要ルール 3カ月以内と全員での申述

限定承認の法的な効力を得るためには、次の2つの厳格なルールを守ることが必要です。

①熟慮期間の厳守

相続放棄と同様に、原則として、自己のために相続の開始があったことを知ったときから「3カ月以内」に、家庭裁判所へ限定承認の申述を行わなければなりません。

②共同申述の原則

各自が単独で行える相続放棄とは異なり、限定承認は共同相続人全員で申述しなければならないという強行規定があり、一人でも反対する人や音信不通の人がいると利用できないため、事前の徹底した意思統一と綿密な調整が欠かせません。

限定承認は、負債のリスクを回避しつつ、大切な財産を守る強力な制度ですが、全員一致の壁や複雑な清算手続きなど、注意点もいくつかあります。判断に迷う場合は、相続財産に手をつける前に速やかに専門家へ相談しましょう。